

## 社会福祉法人自立奉仕会常勤役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人自立奉仕会における次に掲げる者(以下「常勤役員等」という。)の報酬等について定めることを目的とする。

- (1) 理事長
- (2) 常務理事
- (3) 常勤理事
- (4) 顧問

(常勤役員等の報酬等)

第2条 理事長、常務理事、常勤理事に報酬を支給する。

- 2 支給額については、別表第1のとおりとする。
- 3 通勤手当に関しては、従業員の例による。
- 4 報酬の支給方法及び支給期日については、従業員の例による。

(顧問の報酬等)

第3条 顧問に別表第2に掲げる報酬を支給する。

- 2 前条第3項及び第4項の規定は、顧問に準用する。

(常勤役員等の費用弁償)

第4条 常勤役員等が職務のために旅行をした場合には、社会福祉法人自立奉仕会旅費規程に基づき交通費等を支給する。

(慰労金)

第5条 常勤役員等が退任した場合には、別表第3に掲げる慰労金を支給することができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

職名	報酬額
理事長	年額8,000千円以内で理事長が別に定める額
常務理事	年額7,500千円以内で理事長が別に定める額
常勤理事	年額6,500千円以内で理事長が別に定める額

別表第2（第3条関係）

職名	報酬額
顧問	年額3,500千円以内で、担当する業務の内容により理事長が別に定める額

別表第3（第5条関係）

職名	慰労金
理事長	1期当たり600千円以内で理事長が別に定める額
常務理事	1期当たり400千円以内で理事長が別に定める額
常勤理事	1期当たり200千円以内で理事長が別に定める額